事業主さまへのお知らせ

田原本町では、平成２７年度より所得税の源泉徴収義務のある すべての事業所を個人住民税の特別徴収義務者に指定しています

給与所得等に係る個人住民税の特別徴収について

特別徴収とは…

給与支払者（事業主）が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月の従業員の給与から個人住民税を差し引いて、市町村に納入していただく制度です。

地方税法第３２１条の４の規定により、所得税の源泉徴収義務がある給与支払者（事業主）は、特別徴収義務者として、パート・アルバイト、役員等を含むすべての従業員の個人住民税を特別徴収していただくことになっています。（事業主や従業員の意思による徴収方法の選択はできません。）

個人住民税の特別徴収（給与天引き）の対象者について

翌年４月１日現在に在職する従業員（パート・アルバイト、役員等を含む）の給与所得に対する個人住民税は、特別徴収（給与天引き）により納付することが法令により定められています。

＊普通徴収（個人納付）の対象は、翌年３月３１日までの退職者や、給与の支払が不定期な従業員等に限られます。

納入の方法について

６月から翌年５月まで各月に支払われる給与から徴収し、まとめて納入してください。

納期限は、各月分とも翌月１０日までとなっています。

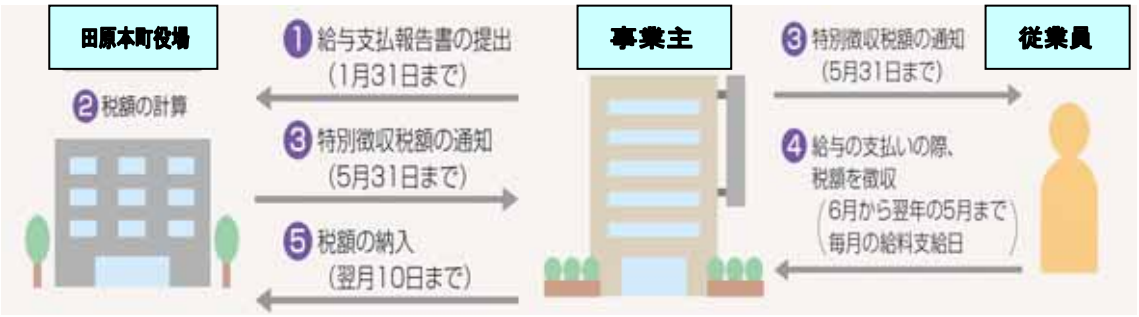

Q & A　特別徴収に関する疑問にお答えします。

Q１：今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収をしないといけないのですか？ 従業員も少なく、特別徴収事務をする余裕もないのですが…。

Ａ１：地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している給与支払者（事業主）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないとされています。（地方税法第３２１条の３、第３２１条の４）

なお、従業員が常時１０人未満の事業所には、申請により年１２回の納期を年２回とする制度（納期の特例）があります。

Q２：従業員は家族だけなので特別徴収はしなくてもいいですか？

Ａ２：「所得税の源泉徴収義務がないのは常時２人以下の家事使用人のみに給与を支払う給与支払者のみ（所得税法第１８４条）」であるため、これに当たらない場合はたとえ家族のみでも特別徴収を行う義務があります。経営の規模にかかわらず、特別徴収は法律によって定められた給与支払者の社会的義務です。

Q３：本人の希望で普通徴収にできますか？

Ａ３：選択制ではありませんので、給与の支払を受けている方は特別徴収により納税することが基本です。
特別徴収をしなくてもよいのは、
①支給期間が１ヶ月を超える期間により定められている給与のみの支払を受ける者（年俸制など）
②外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払を受ける者
と定められています。（地方税法第３２１条の３）

給与支払報告書の提出義務について

地方税法第３１７条の６の規定により、給与支払者（事業主）にはすべての従業員（パート・アルバイト、役員等を含む）の給与支払報告書を市町村に提出することが義務付けられています。

平成２７年中に給与の支払をしたすべての従業員について次のとおり平成２８年２月１日までに提出してください。

・在職者…平成２８年１月１日現在の従業員の住所所在地の市町村に提出
・退職者…退職時における従業員の住所所在地の市町村に提出

給与支払報告書（個人別明細書）及び給与所得の源泉徴収票の提出の仕方について

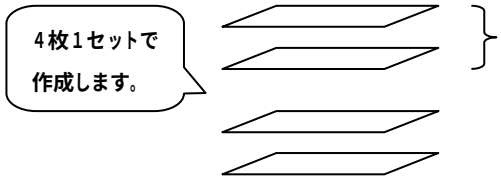

給与支払報告書 ➡ ２枚とも田原本町へ提出

源泉徴収票 ➡ 税務署へ提出*
源泉徴収票 ➡ 従業員様へ

*源泉徴収票の提出の仕方は税務署にご確認ください。給与支払報告書とは提出する基準が異なります。

Q & A 給与支払報告書の提出に関する疑問にお答えします。

Q１：個人で申告（確定申告など）される方、パート・アルバイトの方でも提出する必要がありますか？

Ａ１：申告の有無、就業形態にかかわらず、提出していただく必要があります。

Q２：提出するときは、他に何か添付しますか？

Ａ２：総括表を必ず添付してご提出ください。総括表とは会社名や報告人数を記載するものです。

Q３：提出する市町村がわからないのですが？

Ａ３：原則１月１日現在の住民登録地に提出していただきますが、例外として住民登録地を異動させていないため実際の住所と住民登録地が異なる場合があります。その場合は、給与支払報告書の適要欄に１月１日現在の住民登録地を記載していただき、実際にお住まいの市町村にご提出ください。

Q４：退職された方でも提出する必要がありますか？

Ａ４：あります。ただし、退職された方でその給与の支払を受けなくなった日の属する年に、当該給与の支払をする者から支払を受けた給与の金額の総額が３０万円以下の場合は提出しないこともできますが、田原本町ではそういう方でも所得を把握するためできる限りの提出をお願いしています。

特別徴収へのご理解、ご協力よろしくお願いします。

お問い合わせ先
田原本町役場　総務部　税務課　課税第一係
TEL 0744-34-2112（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）　TEL 0744-32-2901（内線 143）